

〈証券コード：8398〉
平成27年6月8日

株 主 各 位

久留米市諏訪野町2456番地の1

株式会社 筑邦銀行

代表取締役 頭 取 佐 藤 清一郎

第91期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第91期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月24日（水曜日）午後5時までに到着するよう、ご返送をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 久留米市諏訪野町2456番地の1
当行本店3階大会議室

3. 目的事項

- 報 告 事 項
1. 第91期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
 2. 第91期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）連結計算書類ならびに
会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役9名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提示くださいますようお願い申し上げます。
 2. 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当行ホームページ（<http://www.chikugin.co.jp/>）に掲載いたしますので、ご了承ください。

（ 添 付 書 類 ）

第91期（平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで）事業報告

1. 当行の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果等

（銀行の主要な事業内容）

当行は福岡県を主要な営業基盤として、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務のほか、信託業務、国債等公共債・証券投資信託及び保険商品の窓口販売等の業務、並びにこれらに付随する業務を行い、お客さまに多様な金融商品やサービスを提供しております。

（金融経済環境）

当事業年度のわが国経済は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動が長期化し個人消費など一部に弱い動きがみられたものの、次第にその影響が薄れ、原油安や政府の経済対策などから企業収益や雇用情勢が改善するなど、全体としては緩やかな回復の動きが続きました。一方、世界経済の下振れ懸念など海外景気は不透明な状況が続きました。

金融情勢につきましては、昨年後半の日本銀行による追加金融緩和などにより、長期金利の低下、円安の定着、株高の動きが続きました。当事業年度末には、長期金利の指標である新発10年物国債利回りは0.4%台、ドル円相場は120円台、日経平均株価は1万9千円台となりました。一方、短期金利（無担保コール翌日物金利）は、期を通して0.1%を下回る水準で推移しました。

当行の営業基盤である福岡県内の経済は、生産や輸出の持ち直しなどから全体的には緩やかながらも改善しましたが、人材確保や原材料価格の高騰もあって、中小企業の景況感は依然として厳しい状況が続きました。

(事業の経過及び成果)

以上のような金融経済環境のもと、当事業年度に実施した主な施策は以下のとおりです。

地域密着型金融の高度化

本年3月には、福岡県みやま市における地域エネルギー会社「みやまスマートエネルギー株式会社」への出資を決定いたしました。本年4月より電力小売り事業を開始する「みやまスマートエネルギー株式会社」は、自治体による日本で初めての電力小売り会社であり、自治体と地域金融機関、そして民間企業のノウハウを活用した地方創生のモデルケースとして、分散型・自立型エネルギーシステムの構築を目指しております。

また、PFIの手法を活用したみやき町の定住促進事業に融資を行うなど、事業から生み出されるキャッシュフローを基にした融資取り組みを積極的に行いました。

地域経済の活性化を金融面から支援していく「ちくぎん地域活性化ファンド」の取り扱いを昨年1月から開始しており、核酸医薬の研究開発に取り組むベンチャー企業、農業6次産業化に取り組む農業従事者や地域の福祉事業を担うNPO法人のホームホスピス事業に投融資を実行しました。

昨年4月には、ベトナム銀行及びメトロポリタン銀行と業務提携を締結するなど、お取引先の海外ビジネスサポート体制を強化しました。

本年3月には、マレーシアを主としたASEAN及びイスラム市場に対するお取引先の進出支援を目的として、本邦初のイスラム法（シャリア）適格ファンド「PNB-INSPIRE Ethical Fund 1 投資事業有限責任組合」への出資を決定しました。当ファンドは、資金支援に加え、ファンド運営事業者のノウハウやネットワークを活用し、海外展開支援を行ってまいります。

このほか、福岡県内の大学・短期大学・高等専門学校に在籍するアジアからの私費留学生を支援することを目的とした福岡アジア留学生里親奨学金事業に賛同し、「平成26年度筑邦銀行・フェイスtoフェイス奨学金」制度を創設しました。

お取引先の事業再生支援につきましては、引き続き一般社団法人福岡県中小企業診断士協会との業務提携に基づき、中小企業の経営者を対象にした「経営相談会」を開催したほか、外部の専門家と連携しお取引先の経営改善を支援するなど、積極的に地元企業の経営サポートや地域金融の円滑化に取り組みました。

新商品等の取り扱い

昨年6月から、当行所定の基準によって、お客さまのお取引状況をポイントに換算し、その合計ポイントに応じたATM時間外手数料無料などの特典を、お申込みによりご利用いただける「ちくぎんポイントサービス」を開始しました。

また、母子家庭への支援を目的とした個人向けローン「働くお母さんの応援歌—キャリア・リード提携ローン」の取り扱いを昨年9月から開始しました。

さらに、ライフステージ上、最も家計負担が大きい世代といわれる住宅ローン利用者を対象にしたカードローン「ちくぎん住まいるカードローン」の取り扱いを昨年11月から開始しました。

このほか、女性の社会進出を支援することを目的としたフリーローン「ちくぎんレディサポート（ほとめき）」の取り扱いを昨年11月から開始しました。「ほとめき」とは「おもてなし」を意味する筑後地方の方言であり、当行は輝く女性を「ほとめきの心」で応援いたします。

営業店舗等

営業店舗につきましては、新設・廃止ともになく、有人店舗数は44か店と変動ありません。

店舗外現金自動設備につきましては、新設・廃止ともになく、34か所37台と変動ありません。セブン銀行ATMの利用手数料割引サービスや九州の地方銀行ATMの利用手数料相互無料サービス（九州ATMネットワーク）を継続するなど、引き続きお客さまの利便性向上を図りました。

株主優待制度

株主の皆さまからの日頃のご支援・ご愛顧にお応えするとともに、当行株式への投資魅力を高め、より多くの方々に長期間保有していただくことを目的として、沖縄を除く九州地銀としては初めてとなる株主優待制度を開始しました。

毎年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された1,000株（1単位）以上保有する株主さまを対象に、当行オリジナルクオカード500円を贈呈いたします。さらに、保有期間12ヶ月以上の株主さまには、保有株式数に応じて、当行オリジナル株主優待カタログから地元の特産品等をお選びいただきます。

以上のような諸施策を講じ、経営体質の強化に努めた結果、業績は次のとおりとなりました。

預金・譲渡性預金

預金は、資金調達のコアとなる個人預金が引き続き増加したことに加えて法人預金も増加したことから、期末残高は前年度末比194億円増加の6,359億円となりました。また、譲渡性預金は前年度末比11億円増加の118億円となりました。

貸 出 金

貸出金は、地元（注）の中小・中堅企業や個人事業主を中心とした取引の拡大や、住宅ローンをはじめとした個人のお客さまの資金ニーズにお応えするなど積極的な営業活動に努めた結果、中小企業等向けなどの貸出金が増加したことから、期末残高は前年度末比90億円増加の4,313億円となりました。

有 価 証 券

有価証券は、先行き金利が上昇した場合の価格変動リスクや将来の期間損益への影響を考慮して、運用対象の多様化を図ったことなどから、期末残高は前年度末比横這いの2,389億円となりました。

なお、その他有価証券の評価差額は、株式や投資信託などの評価差益が増加したことから、前年度末比46億58百万円増加の110億20百万円の評価益となりました。

損 益 状 況

経常収益は、有価証券利息の増加により資金運用収益が増加したことに加えて、有価証券の売却益などが増加したことなどから、前年度比7億34百万円増収の134億25百万円となりました。一方、経常費用は、資金調達費用や有価証券の売却損が増加したことなどから、前年度比2億16百万円増加の111億79百万円となりました。この結果、経常利益は、前年度比5億17百万円増益の22億45百万円となりました。

また、当期純利益は、税制改正などに伴う法定実効税率の変更により繰延税金資産を1億44百万円取り崩したものの、経常利益が増益となったことなどから、前年度比3億70百万円増益の11億81百万円となり、経常利益及び当期純利益は過去最高益となりました。

(対処すべき課題)

日本経済は、昨年後半の日銀の追加金融緩和、消費増税先送り、衆議院解散総選挙などを経て、デフレ脱却の正念場を迎えつつある中、いわゆるアベノミクスの第3の矢の成長戦略に沿った地方創生の真価が問われています。また地方銀行を取り巻く環境も変化を続けており、人口減少社会の中でこれからは地銀のさらなる創意工夫が求められています。

当行は「中期経営計画2012」（計画期間平成24年4月～平成27年3月）において、「地域に根差しお客さまに選ばれ続ける銀行」を目指すべき姿とし、その実現のための諸施策に取り組んだ結果、最終年度の数値目標を達成するなど着実に成果をあげてまいりました。

また、本年4月より新たに「中期経営計画2015」（計画期間平成27年4月～平成30年3月）をスタートさせました。本計画では、地域創生・活性化により踏み込んで、目に見える形で地域の繁栄に貢献していくとの当行のコミットメントを示すため、「地域を興し、ともに成長・発展する銀行」というスローガンを掲げております。

地域創生への貢献に当たっては、福岡に近いアジア各国の急速な経済成長力をいかに域内に取り込むかという視点が大切であります。また、特に本店のある久留米市を中心とした福岡県南地域の持つ魅力ある資源（先進医療、医療観光、先進バイオ、6次化農業、伝統工芸、祭りと食と観光、子育てや教育環境に恵まれた住み易さ等）を活かしつつ、地域の豊かさをいかに次世代に引き継ぎ、さらなる発展に繋げていけるかが重要であると考えます。

こうした取組みを強力かつ計画的に推進するため、中期経営計画の基本方針を、「営業基盤の拡充」、「地域創生への貢献」、「経営課題への的確な対応」の3つとしました。これにより、当行の収益力の強化を起点とした「地域社会・お客さまと共に成長・発展する好循環」という中期経営計画のビジョンを実現します。

当行は今後も、お客さまのお取引満足度の向上に努めるとともに、地銀そのものが地方の有力な金融サービス産業であるとの認識の下、堅実経営を遵守し、地域創生と地域経済の活性化に尽力してまいります。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
預 金	5,805	5,987	6,165	6,359
定期性預金	2,972	3,020	3,011	3,043
その他の	2,832	2,967	3,153	3,316
貸 出 金	4,027	4,135	4,222	4,313
個人向け	702	724	752	785
中小企業向け	2,895	2,948	3,002	3,019
その他の	429	462	467	507
商 品 有 価 証 券	1	1	2	2
有 価 証 券	1,775	2,085	2,389	2,389
国 債	710	976	1,030	965
その他の	1,064	1,109	1,359	1,423
総 資 産	6,339	6,673	7,091	7,266
内 国 為 替 取 扱 高	47,283	49,258	52,537	55,044
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 146	百万ドル 164	百万ドル 204	百万ドル 248
経 常 利 益	百万円 1,249	百万円 1,094	百万円 1,728	百万円 2,245
当 期 純 利 益	百万円 365	百万円 603	百万円 811	百万円 1,181
1株当たり当期純利益	円 銭 5 87	円 銭 9 68	円 銭 13 02	円 銭 18 98

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	670人	651人
平 均 年 齢	37 年 1 月	37 年 2 月
平 均 勤 続 年 数	14 年 5 月	14 年 6 月
平 均 給 与 月 額	294 千円	297 千円

注 1. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。

3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
久 留 米 ブ ロ ッ ク	17店（うち出張所 ー）	17店（うち出張所 ー）
東 部 ブ ロ ッ ク	5店（うち出張所 ー）	5店（うち出張所 ー）
南 部 ブ ロ ッ ク	6店（うち出張所 ー）	6店（うち出張所 ー）
福 岡 ブ ロ ッ ク	15店（うち出張所 ー）	15店（うち出張所 ー）
東 京 支 店	1店（うち出張所 ー）	1店（うち出張所 ー）
合 計	44店（うち出張所 ー）	44店（うち出張所 ー）

注 上記のほか、店舗外現金自動設備を34か所（前年度末34か所）設置しております。

ロ. 当年度新設営業所

当年度において営業所の新設はありません。また、店舗外現金自動設備の新設・廃止はありません。

ハ. 銀行代理業者の一覧

該当ありません。

二. 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	455
---------------	-----

注 上記設備投資の総額には、ソフトウェア等の投資221百万円を含めております。それらのうち、当期のその他の経常費用に計上した金額は、155百万円であります。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
事務機械等の新設、拡充、改修	236

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当ありません。

ロ. 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設 立 年 月 日	資 本 金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
筑銀ビジネスサービス株式会社	久留米市合川町1490番地の9	事 務 受 託 業	昭和57年12月13日	百万円 10	% 100	
株式会社ちくぎん地域経済研究所	久留米市百年公園1番1号 久留米市センタービル6階	コンピュータ関連業、 経 済 調 査 等	昭和63年 1 月30日	百万円 30	% 5	
ちくぎんリース株式会社	久留米市東町37番地3	リ ー ス 業	昭和49年10月 9 日	百万円 20	% 39	
筑邦信用保証株式会社	久留米市日吉町16番地の22	保 証 業	昭和60年10月 1 日	百万円 30	% 5	

注 上記4社のうち筑銀ビジネスサービス株式会社は子会社に該当し、残りの3社は銀行法に基づく子法人等であります。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
井 手 和 英	取 締 役 会 長		
佐 藤 清 一 郎	取締役頭取(代表取締役)		
田 中 靖 正	常 務 取 締 役		
東 暢 昭	常 務 取 締 役		
石 井 智 幸	常 務 取 締 役		
中 野 慎 介	常 務 取 締 役		
新 田 政 史	取締役(営業統括部長)		
川 原 田 光 展	取締役(福岡支店長)		
麻 生 渡	取締役(社外取締役)	福岡空港ビルディング株式会社 代 表 取 締 役 社 長	注1
龍 憲 一	常 勤 監 査 役		
赤 松 乾 次	常 勤 監 査 役		
立 花 洋 介	監査役(社外監査役)	公 認 会 計 士	注1、2
神 代 正 道	監査役(社外監査役)	学校法人久留米大学理事長	注1

(当年度中に退任した役員)

青 木 正 明	常 務 取 締 役		平成26年 6月26日 退任
吉 田 茂	常 勤 監 査 役		平成26年 6月26日 退任
薬 師 寺 道 明	監 査 役 (社 外 監 査 役)		平成26年 6月26日 退任

- 注 1. 麻生渡氏、立花洋介氏及び神代正道氏は、福岡証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 立花洋介氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当年度中に退任した役員の地位及び担当は退任時のものであります。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	11人	171 (45)
監 査 役	6人	42
計	17人	214 (45)

- 注 1. 上記金額のほか、使用人兼務取締役の使用人としての報酬その他の職務遂行の対価20百万円を支給しております。
2. 役員賞与金は該当ありません。
3. 報酬等の金額は、() 内に取締役（社外取締役を除く）に対する新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）に関する報酬等の額を内書きで記載しております。
4. 支給人数には、平成26年6月定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役2名を含んでおります。
5. 株主総会で定められた報酬限度額は、取締役月額17,000千円以内（うち社外取締役分1,000千円以内）、監査役月額4,000千円以内であります。また、取締役に対する新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）に関する報酬等の額は、上記とは別枠にて年額70百万円以内であります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
麻 生 渡 (取 締 役)	福岡空港ビルディング株式会社代表取締役社長
神 代 正 道 (監 査 役)	学校法人久留米大学理事長

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会への出席状況	取 締 役 会 に お け る 発 言 そ の 他 の 活 動 状 況
麻 生 渡 (取 締 役)	0年9月	取締役会 14回開催中10回出席	知事等の豊富な経験や幅広い見識からの発言を行っております。
立 花 洋 介 (監 査 役)	1年9月	取締役会 18回開催中18回出席 監査役会 14回開催中14回出席	公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
神 代 正 道 (監 査 役)	0年9月	取締役会 14回開催中13回出席 監査役会 10回開催中8回出席	学識経験者としての専門的見地からの発言を行っております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
麻 生 渡 (取締役)	会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。
立 花 洋 介 (監査役)	
神 代 正 道 (監査役)	

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀 行 の 親 会 社 等 か ら の 報 酬 等
報酬等の合計	4人	11	—

注 役員賞与金は該当ありません。

(5) 社外役員の意見

該当ありません。

(1) 株式数 発行可能株式総数 120,000千株

120,000千株

発行済株式の総数 62,490千株(自己株式754千株を含む)

(2) 当年度末株主数

2.866名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持 株 数 等	持 株 比 率
筑 邦 銀 行 従 業 員 持 株 会 社	2,526	4.09
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	2,003	3.24
株 式 会 社 佐 賀 銀 行	1,752	2.83
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 九州電力口	1,613	2.61
再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	1,589	2.57
株 式 会 社 十 八 銀 行	1,417	2.29
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,408	2.28
久 光 製 薬 株 式 会 社	1,366	2.21
西 日 本 鉄 道 株 式 会 社	1,366	2.21
株 式 会 社 安 川 電 機	1,338	2.16
株 式 会 社 西 日 本 シ テ イ 銀 行	16,379	26.53
計		

注 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式（754,928株）を控除して計算しております。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役	(1) 新株予約権の割当日 平成23年7月28日 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 96,300株 (3) 権利行使価格（1株当たり） 1円 (4) 新株予約権の行使期間 平成23年7月29日から平成53年7月28日まで (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できる。	5名
	(1) 新株予約権の割当日 平成24年7月24日 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 143,000株 (3) 権利行使価格（1株当たり） 1円 (4) 新株予約権の行使期間 平成24年7月25日から平成54年7月24日まで (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できる。	6名
	(1) 新株予約権の割当日 平成25年7月30日 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 172,500株 (3) 権利行使価格（1株当たり） 1円 (4) 新株予約権の行使期間 平成25年7月31日から平成55年7月30日まで (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できる。	6名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役	(1) 新株予約権の割当日 平成26年7月29日 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 182,500株 (3) 権利行使価格（1株当たり） 1円 (4) 新株予約権の行使期間 平成26年7月30日から平成56年7月29日まで (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できる。	8名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当ありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人 トーマツ 指定有限責任社員 本野 正紀 指定有限責任社員 野澤 啓	34	—

注 当行、子会社及び子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は34百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の監査の品質、監査遂行にかかる総合的能力、当行からの独立性等の観点から会計監査人の監査機能が不十分と判断した場合、会計監査人に重大な法令等の違反があった場合、その他相当の理由があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める事由に該当するため解任が相当であると判断した場合、会計監査人を解任いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

8. 業務の適正を確保する体制

当行は、会社法の規定に基づき「内部統制システムの整備に関する基本方針」を策定しております。

この基本方針に基づき内部統制システムを整備することとしており、また、内部統制システムの不断の見直しによって効率的で適法な企業体制を構築するものです。

<内部統制システムの整備に関する基本方針>

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 業務の健全性及び適切性を確保するため、法令等遵守（コンプライアンス）体制の整備を経営の最重要課題の一つと位置づける。
- ② 「コンプライアンス・マニュアル」を制定するとともに、コンプライアンスの実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に策定し、確固たる内部管理体制の確立に取り組む。
- ③ 「コンプライアンス委員会」を定期的開催し、法令等遵守に係る重要な事項を協議するとともに法令等遵守の実施状況等を検証する。
- ④ 法令等遵守に係る規程等の整備、行内教育・研修の充実及び法令等遵守活動状況等の管理を行うことにより、法令等遵守体制の強化を図る。

- ⑤ 「法令等違反の通報制度」を活用して、グループ会社を含めた全役職員に対してコンプライアンス上問題のある事項を直接報告させることにより、違反行為の早期発見と早期是正に努める。
- ⑥ 財務情報その他当行に関する情報を適正かつ適時に開示するための体制を整備する。
- ⑦ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした対応を行うための体制を整備する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書等の取扱いは、書類保存規程及び文書管理規程等に基づいて適切に保存・管理し、随時その運用状況を検証する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理統括規程」に基づき、各種リスクの管理部署及び各種リスク管理規程を定めるとともに、経営管理部をリスク管理の統括部署として各種リスクを統合的に管理する体制を整備する。
- ② 「リスク管理委員会」、「ALMに関する常務会」等を定期的に開催し、各種リスクの把握・管理及び回避策等について検討する。
- ③ 内部監査部門である監査部は、当行の業務すべてにおける内部管理体制（リスク管理体制を含む）の適切性・有効性について監査を行い、取締役会に監査結果の報告を行う。
- ④ 「危機管理計画」を定め、不測の事態における業務の継続性を確保する体制を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 効率的な経営を確保するための体制として、取締役は取締役会規程、組織機構規程等に基づき、また、常務会、部長会等を活用して適切に職務を執行し、必要に応じて職務執行状況の検証及び各規程等の整備を行う。
- ② 日常の職務執行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限委譲を行い、権限委譲された各レベルの責任者が規程に則り業務を遂行する。

- (5) 株式会社ならびにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 「グループ会社運営管理規程」を制定し、子会社等の業務運営を適正に管理する。
 - ② 内部監査部門である監査部は、連結対象子会社等の業務すべてにおける内部管理体制（リスク管理体制を含む）の適切性・有効性について監査を行い、取締役会に監査結果の報告を行う。
- (6) 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
- 監査役職務の補助をすべき使用人を置く必要があると監査役が認めた場合には、担当者を置くこととする。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 前号の担当者は、監査役職務の補助業務の専従者として、人事考課及び異動等については監査役、監査役会と人事部の協議事項とする。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 監査役は取締役会、常務会、経営会議、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等の重要な会議に出席し、また、取締役決裁の稟議書、取締役への回覧文書、事故・係争・苦情関係報告書等を全て監査役に回覧する。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 取締役会は、監査役の監査が実効的に行われるための環境整備について、監査役及び監査役会からの要請により、その改善に努める。

9. 会計参与に関する事項

該当ありません。

(単位：百万円)

— 20 —

第91期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常収益		13,425
資金運用収益	9,380	
貸出金利息	7,249	
有価証券利息	2,054	
コールローン利息	4	
預け金利息	70	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	1,745	
受入為替手数料	727	
その他の役務収益	1,017	
その他の業務収益	1,614	
外国為替売買益	23	
商品有価証券売買益	0	
国債等債券売却益	1,495	
国債等債券償還益	95	
その他の経常収益	684	
償却債権取立益	1	
株式等売却益	528	
その他の経常収益	154	
経常費用	427	11,179
資金調達費用	373	
預讓渡性預金利息	15	
コールマネー利息	3	
借入金利息	12	
その他の支払利息	22	
役務取引等費用	793	
支払為替手数料	194	
その他の役務費用	599	
その他の業務費用	222	
国債等債券売却損	222	
営業経費用	8,978	
その他の経常費用	757	
貸倒引当金繰入額	323	
貸出金償却	9	
株式等売却損	115	
その他の経常費用	310	
経常利益		2,245

(単位：百万円)

科 目	金 額
特 別 損 失	10
固 定 資 産 処 分 損	10
税 引 前 当 期 純 利 益	2,234
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	581
法 人 税 等 調 整 額	471
法 人 税 等 合 計	1,053
当 期 純 利 益	1,181

第91期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合 計	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金 別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 計
当期首残高	8,000	5,759	5,759	2,724	7,400	2,021	12,145	△ 79	25,825
会計方針の変更による 累積的影響額						277	277		277
会計方針の変更を反映 した当期首残高	8,000	5,759	5,759	2,724	7,400	2,298	12,423	△ 79	26,103
当期変動額									
剰余金の配当						△ 311	△ 311		△ 311
当期純利益						1,181	1,181		1,181
自己株式の取得								△ 182	△ 182
自己株式の処分						△ 27	△ 27	58	31
土地再評価差額金の取崩						45	45		45
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	888	888	△ 124	764
当期末残高	8,000	5,759	5,759	2,724	7,400	3,187	13,311	△ 203	26,867

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	4,148	2,116	6,264	114	32,205
会計方針の変更による 累積的影響額					277
会計方針の変更を反映 した当期首残高	4,148	2,116	6,264	114	32,482
当期変動額					
剰余金の配当					△ 311
当期純利益					1,181
自己株式の取得					△ 182
自己株式の処分					31
土地再評価差額金の取崩					45
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	3,448	83	3,532	14	3,547
当期変動額合計	3,448	83	3,532	14	4,311
当期末残高	7,596	2,200	9,797	129	36,794

第91期 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,876百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異： 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(3) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（「退職給付に関する会計基準」等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号平成27年3月26日。以下、「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が428百万円減少し、利益剰余金が277百万円増加しております。また、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ19百万円増加しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 231百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は237百万円、延滞債権額は15,139百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は17百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,218百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は16,612百万円であります。
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、9,611百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
預け金 0百万円
有価証券 35,739百万円
その他の資産 27百万円
担保資産に対応する債務
預金 2,916百万円
借入金 24,200百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券5,025百万円及びその他の資産6百万円を差し入れております。
なお、その他の資産には、保証金83百万円が含まれております。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、47,653百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が47,653百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が

実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

3,277百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 7,335百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,958百万円

12. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

① 有形固定資産

主として事務機器等であります。

② 無形固定資産

ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内 14百万円

1年超 21百万円

合計 35百万円

13. 関係会社に対する金銭債権総額 2,845百万円

14. 関係会社に対する金銭債務総額 1,775百万円

15. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

なお、当事業年度においては、資本準備金と利益準備金との合計額が資本金の額を超えているため、当該剰余金の配当に係る資本準備金及び利益準備金の計上はありません。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	21百万円
役務取引等に係る収益総額	1百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	7百万円
その他の取引に係る収益総額	0百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	22百万円
役務取引等に係る費用総額	368百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	35百万円
その他の取引に係る費用総額	一百万円

2. 関連当事者との取引

属性	会社等の名称	住 所	資本金 (百万円)	事業の内容
子法人等	ちくぎんリース 株式会社	久留米市東町 37番地3	20	リース業

議決権等の所有 (被所有)割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (百万円)
	役員の兼任等	事業上の関係		
所有 直接 39% 間接 4.5%	1 人	金銭貸借取引等	貸出金	2,845
			預金	382
			リース債務	444

注 当行が受取った貸出金利息の合計額は21百万円、当行が支払った預金利息の合計額は0百万円、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る支払利息相当額の合計額は22百万円、土地建物機械賃借料の合計額は25百万円であります。なお、貸出金の取引条件については、一般の取引先と同様に決定しております。

属性	会社等の名称	住 所	資本金 (百万円)	事業の内容
子法人等	筑邦信用保証 株式会社	久留米市日吉町 16番地の22	30	保証業務

議決権等の所有 (被所有)割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (百万円)
	役員の兼任等	事業上の関係		
所有 直接 5% 間接24.1%	2 人	各種ローンの 債務保証	被債務保証	34,626
			債務保証履行に伴うローンの回収又は代位弁済	20

注 保証料は、各種ローンの債務者から直接保証会社に支払うほか、一部のローンについては、当行より支払っております。なお、当行が支払った保証料の合計額は49百万円であります。また、債務保証の取引条件については、一般の取引先と同様に決定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株 式 数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株 式 数	摘要
自 己 株 式					
普 通 株 式	204	700	150	754	注
合 計	204	700	150	754	

注 普通株式の自己株式の株式数の増加700千株は、市場買付696千株及び単元未満株式の買取り4千株による増加、普通株式の自己株式の株式数の減少150千株は、新株予約権の権利行使による減少であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成27年3月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	0

2. 満期保有目的の債券（平成27年3月31日現在）

該当ありません。

3. 子会社・子法人等株式（平成27年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
合 計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式

	貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式	197
合 計	197

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（平成27年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	14,072	7,266	6,806
	債券	166,057	164,295	1,762
	国債	94,589	93,543	1,045
	地方債	21,990	21,725	264
	社債	49,477	49,025	452
	外国証券	13,463	13,198	264
	その他	29,591	27,258	2,333
	小計	223,185	212,018	11,166
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,147	1,238	△91
	債券	7,887	7,899	△11
	国債	1,997	1,997	△0
	地方債	1,596	1,599	△2
	社債	4,294	4,302	△8
	外国証券	5,291	5,333	△41
	その他	462	463	△1
	小計	14,788	14,935	△146
合 計		237,973	226,953	11,020

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額(百万円)
株式	761
合 計	761

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）
該当ありません。
6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	10,217	507	112
債券	80,536	876	50
国債	70,668	808	49
社債	9,867	67	0
外国証券	2,533	10	170
その他	6,390	630	4
合 計	99,678	2,023	337

7. 減損処理を行った有価証券

有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は該当ありません。

なお、当該有価証券の減損処理については、事業年度末日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄は一律減損処理するとともに、30%以上50%未満下落した銘柄は種類ごとに回復可能性を判断する基準を設け、この基準により減損処理の要否の検討を実施しております。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,620百万円
退職給付引当金	376百万円
有価証券償却	357百万円
減価償却費	280百万円
その他	323百万円
繰延税金資産小計	2,957百万円
評価性引当額	△1,459百万円
繰延税金資産合計	1,497百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△3,423百万円
繰延税金負債合計	△3,423百万円
繰延税金負債の純額	△1,925百万円

2. 「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.3%から、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.8%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.0%となります。この税率変更により、繰延税金負債は208百万円減少し、その他有価証券評価差額金は353百万円増加し、法人税等調整額は144百万円増加しております。また、再評価に係る繰延税金負債は129百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

（1株当たり情報）

1. 1株当たりの純資産額	593円89銭
2. 1株当たりの当期純利益金額	18円98銭
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	18円81銭

第91期末 (平成27年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	39,789	預 金	635,268
買 入 金 銭 債 権	378	譲 渡 性 預 金	11,213
商 品 有 価 証 券	204	借 用 金	31,214
有 価 証 券	238,828	外 国 為 替	4
貸 出 金	428,460	そ の 他 負 債	5,443
外 国 為 替	293	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,445
リース債権及びリース投資資産	8,990	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	62
そ の 他 資 産	4,089	偶 発 損 失 引 当 金	168
有 形 固 定 資 産	9,938	繰 延 税 金 負 債	2,010
建 物	2,223	再評価に係る繰延税金負債	1,258
土 地	6,842	支 払 承 諾	8,368
リ ー ス 資 産	0	負 債 の 部 合 計	696,457
その他の有形固定資産	872	(純資産の部)	
無 形 固 定 資 産	190	資 本 金	8,000
ソ フ ト ウ ェ ア	153	資 本 剰 余 金	5,759
その他の無形固定資産	36	利 益 剰 余 金	14,450
退 職 給 付 に 係 る 資 産	489	自 己 株 式	△ 203
繰 延 税 金 資 産	106	株 主 資 本 合 計	28,006
支 払 承 諾 見 返	8,368	その他有価証券評価差額金	7,605
貸 倒 引 当 金	△ 3,402	土 地 再 評 価 差 額 金	2,200
資 産 の 部 合 計	736,726	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	179
		その他の包括利益累計額合計	9,985
		新 株 予 約 権	129
		少 数 株 主 持 分	2,147
		純 資 産 の 部 合 計	40,269
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	736,726

第91期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常収益		18,714
資金運用収益	9,640	
貸出金利息	7,228	
有価証券利息配当金	2,055	
コールローン利息及び買入手形利息	4	
預け金利息	70	
その他の受入利息	280	
役務取引等収益	1,804	
役務の他業務収益	6,587	
役務の他経常収益	682	
償却債権取立益	1	
その他の経常収益	680	
経常費用		16,224
資金調達費用	447	
預金利息	372	
譲渡性預金利息	15	
コールマネー利息及び売渡手形利息	3	
借入金利息	54	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	718	
役務の他業務費用	4,997	
役務の他経常費用	9,281	
貸倒引当金繰入額	780	
その他の経常費用	339	
その他	440	
経常利益		2,489
特別損失		10
固定資産処分損	10	
税金等調整前当期純利益		2,479
法人税、住民税及び事業税	637	
法人税等調整額	512	
法人税等合計		1,150
少数株主損益調整前当期純利益		1,328
少数株主利益		94
当期純利益		1,234

第91期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	8,000	5,759	13,231	△ 79	26,911
会計方針の変更による 累積的影響額			277		277
会計方針の変更を反映 した当期首残高	8,000	5,759	13,508	△ 79	27,188
当期変動額					
剰余金の配当			△ 311		△ 311
当期純利益			1,234		1,234
自己株式の取得				△ 182	△ 182
自己株式の処分			△ 27	58	31
土地再評価差額金の取崩			45		45
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	941	△ 124	817
当期末残高	8,000	5,759	14,450	△ 203	28,006

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当期首残高	4,153	2,116	162	6,432	114	2,050	35,508
会計方針の変更による 累積的影響額							277
会計方針の変更を反映 した当期首残高	4,153	2,116	162	6,432	114	2,050	35,786
当期変動額							
剰余金の配当							△ 311
当期純利益							1,234
自己株式の取得							△ 182
自己株式の処分							31
土地再評価差額金の取崩							45
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	3,452	83	17	3,553	14	97	3,666
当期変動額合計	3,452	83	17	3,553	14	97	4,483
当期末残高	7,605	2,200	179	9,985	129	2,147	40,269

第91期 連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1. 連結の範囲に関する事項

- | | |
|---------------------|-----|
| (1) 連結される子会社及び子法人等 | 4 社 |
| 会社名 | |
| 筑銀ビジネスサービス株式会社 | |
| 株式会社ちくぎん地域経済研究所 | |
| ちくぎんリース株式会社 | |
| 筑邦信用保証株式会社 | |
| (2) 非連結の子会社及び子法人等 | 1 社 |
| 会社名 | |
| ちくぎん地域活性化投資事業有限責任組合 | |
- 非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- | | |
|--------------------------|-----|
| (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 | |
| 該当ありません。 | |
| (2) 持分法適用の関連法人等 | |
| 該当ありません。 | |
| (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 | 1 社 |
| 会社名 | |
| ちくぎん地域活性化投資事業有限責任組合 | |
- 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。
- | | |
|------------------|--|
| (4) 持分法非適用の関連法人等 | |
| 該当ありません。 | |

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 4社

4. 開示対象特別目的会社に関する事項

該当ありません。

5. のれんの償却に関する事項

該当ありません。

会計処理基準に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、
その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動
平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動
平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次の
とおりであります。

建 物 3年～50年

その他 2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、
定率法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェ
アについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基
づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中の
リース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額
については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の
ものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,876百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7. 偶発損失引当金の計上基準

当行の偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

8. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

9. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

10. 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、当行の有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（「退職給付に関する会計基準」等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号平成27年3月26日。以下、「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が428百万円減少し、利益剰余金が277百万円増加しております。また、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ19百万円増加しております。

未適用の会計基準等

企業結合に関する会計基準等（平成25年9月13日）

（1）概要

当該会計基準等は、①子会社株式の追加取得等において支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動の取扱い、②取得関連費用の取扱い、③暫定的な会計処理の取扱い、④当期純利益の表示および少数株主持分から非支配株主持分への変更を中心に改正されたものであります。

（2）適用予定日

当行は、改正後の当該会計基準等を平成27年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の出資金総額 34百万円
2. 貸出金及びその他資産のうち、破綻先債権額は260百万円、延滞債権額は15,166百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は17百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,218百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は16,663百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。

これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、9,611百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金	0百万円
有価証券	35,739百万円
その他資産	27百万円

担保資産に対応する債務

預金	2,916百万円
借入金	24,200百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券5,025百万円及びその他資産6百万円を差し入れております。

なお、その他資産には、保証金105百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、46,153百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が46,153百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

3,277百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 7,471百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,958百万円

12. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内 14百万円

1年超 21百万円

合計 35百万円

（連結損益計算書関係）

「その他の経常費用」には、貸出金償却9百万円及び株式等売却損115百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計 年度期首株式数	当連結会計年 度増加株式数	当連結会計年 度減少株式数	当連結会計 年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	62,490	—	—	62,490	
合計	62,490	—	—	62,490	
自己株式					
普通株式	204	700	150	754	注
合計	204	700	150	754	

注 普通株式の自己株式の株式数の増加700千株は、市場買付696千株及び単元未満株式の買取り4千株による増加、普通株式の自己株式の株式数の減少150千株は、新株予約権の権利行使による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末		
当行	ストック・ オプション としての新 株予約権		—				129	
	合計		—				129	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決 議)	株 式 の 種 類	配当金の総額	1 株当たり 配 当 額	基準日	効力発生日
平成26年6月26日 定 時 株 主 総 会	普通株式	155百万円	2円50銭	平成26年 3月31日	平成26年 6月27日
平成26年11月6日 取 締 役 会	普通株式	156百万円	2円50銭	平成26年 9月30日	平成26年 12月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

平成27年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 154百万円
- ② 1株当たり配当額 2円50銭
- ③ 基準日 平成27年3月31日
- ④ 効力発生日 平成27年6月26日

なお、配当原資は、利益剰余金とする予定としております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金、貸出及び有価証券投資等の資金の運用調達を中心に、リース事業等の金融サービスに係る事業を行っております。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理（A L M）を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として企業及び個人に対する貸出金等であり、経営環境等の状況の変化によって、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。特に、地域経済等の状況の変化が、地元企業の業績及び雇用情勢に影響を与え、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また、有価証券は、主に国債等の債券、株式及び投資信託等であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

預金及び借入金による資金調達は、経済情勢及び市場環境の変化等により、資金繰りに影響を来したり、通常より著しく高い金利での調達を余儀なくされる流動性リスクに晒されております。

貸出金等の資金運用と預金等の資金調達は、マチュリティギャップ等により金利の変動リスクに晒されております。A L Mに関する常務会では金利変動リスクを減殺することを目的として、貸出金及び預金等の金利変動リスクのヘッジ手段として、金利スワップ等のデリバティブ取引を利用することを協議しております。また、外貨建資産・負債につきましては、為替の変動リスクに晒されているため、通貨オプション等のデリバティブ取引を行うことにより当該リスクの回避に努めております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行は、リスク管理統括規程及び信用リスク管理規程等に従い、貸出金等について与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運用しております。これらの与信管理は、各営業店及び審査部門により行われ、また、定期的に常務会や取締役会を開催し、協議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部が内部監査を実施しております。なお、連結される子会社及び子法人等についても、当行の規程に準じて同様の管理を行っております。

有価証券の発行体の信用リスク等に関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

当行は、A L Mによって金利及び価格変動等の市場リスクを管理しております。リスク管理統括規程及び市場リスク管理規程等において、リスク管理方法及び手続等を定めており、A L Mの方針施策等を取締役会に報告又は付議しております。取締役会において決定されたA L Mに関する方針等は、A L Mに関する常務会において、実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。なお、A L Mに関する常務会では、金利変動のリスクを減殺することを目的に、金利スワップ等をヘッジ手段としたデリバティブ取引の方針等を協議しております。また、デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティリスクを軽減するために、信用度の高い銀行に限定して取引を行っております。なお、連結される子会社及び子法人等についても、当行の規程に準じて同様の管理を行っております。

【市場リスクに係る定量情報】

- i リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析を利用している金融商品に関する事項
イ トレーディング目的の金融商品（特定取引勘定）

該当事項はありません。

- ロ トレーディング目的以外の金融商品（銀行勘定）

当行グループにおいて、市場リスクの影響を受ける主な金融商品は、「有価証券」、「貸出金」、「預金（外貨建を除く）」等であります。

これらの市場リスクを把握・管理するため、市場リスクの計測モデルとしてバリュー・アット・リスク（以下、「V a R」という。）をリスク指標として利用しております。

V a R（観測期間は5年間、保有期間は120営業日、信頼区間は99%、分散共分散法）の算定に当たっては、各種リスクファクターに対する感応度及び各種リスクファクターの相関を考慮した変動性を用いております。

平成27年3月末において、当該リスク量の大きさは預金・貸出金のV a Rと有価証券のV a R等の単純合算で86億59百万円になります。

なお、V a Rの信頼性を補完するためバックテストを行っております。使用するモデルはV a Rを超過した回数が少ないため、十分な精度があると考えております。ただし、当該リスク量は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を算出しておりますので、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスク量は捕捉できない可能性があります。

- ii リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析を利用していない金融商品に関する事項

当行グループにおいて、「外貨建資産・負債」及び「デリバティブ」取引等につきましては、市場リスクが僅少であるため定量的分析を利用しておりません。また、市場リスクに重要性がないため、リスク量の記載を省略しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、A L M等を通して預金等の資金調達状況の管理を行い、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式は、次表には含めておりません（(注2)参照）。また、デリバティブ取引を除くその他資産・負債に含まれている金融商品には重要性がないため、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対 照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	39,789	39,789	—
(2) 買入金銭債権	378	378	—
(3) 商品有価証券 売買目的有価証券	204	204	—
(4) 有価証券 その他有価証券	238,037	238,037	—
(5) 貸出金 貸倒引当金(* 1)	428,460 △3,128		
	425,331	427,521	2,189
(6) 外国為替	293	293	—
(7) リース債権及びリース投資資産 貸倒引当金(* 1)	8,990 △78		
	8,912	9,044	132
資産計	712,947	715,268	2,321
(1) 預金	635,268	635,333	65
(2) 譲渡性預金	11,213	11,213	△0
(3) 借入金	31,214	31,229	15
(4) 外国為替	4	4	—
負債計	677,700	677,780	80
デリバティブ取引(* 2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	0	0	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	0	0	—

(*) 1) 貸出金並びにリース債権及びリース投資資産に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*) 2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権については、約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 商品有価証券

商品有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率、または、期待損失率等を織り込んだ理論値金利を基礎とした利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(6) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、外国為替関連の輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）等であります。これらは、満期のない預け金、又は約定期間が短期間（１年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(7) リース債権及びリース投資資産

リース債権及びリース投資資産は、元利金の合計額を同様の新規契約を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 外国為替

外国為替については、約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注２) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(* 1)	791
合 計	791

(＊１) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	30,867	—	—	—	—	—
買入金銭債権	378	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	13,023	57,717	52,356	52,822	33,063	391
貸出金(*)	146,618	71,357	52,495	38,536	35,319	68,756
リース債権及びリース投資資産(*)	2,694	4,059	1,816	318	3	—
合 計	193,582	133,134	106,669	91,677	68,386	69,148

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない15,376百万円、並びに、リース債権及びリース投資資産のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない99百万円は含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	587,611	38,443	9,212	—	—	—
譲渡性預金	11,105	107	—	—	—	—
借入金	2,708	6,501	22,005	—	—	—
合 計	601,425	45,052	31,217	—	—	—

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (平成27年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	0

2. 満期保有目的の債券 (平成27年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他有価証券 (平成27年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	14,135	7,295	6,840
	債券	166,057	164,295	1,762
	国債	94,589	93,543	1,045
	地方債	21,990	21,725	264
	社債	49,477	49,025	452
	外国証券	13,463	13,198	264
	その他	29,591	27,258	2,333
	小計	223,248	212,048	11,200
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,147	1,238	△91
	債券	7,887	7,899	△11
	国債	1,997	1,997	△0
	地方債	1,596	1,599	△2
	社債	4,294	4,302	△8
	外国証券	5,291	5,333	△41
	その他	462	463	△1
	小計	14,788	14,935	△146
合 計		238,037	226,983	11,054

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	10,217	507	112
債券	80,536	876	50
国債	70,668	808	49
社債	9,867	67	0
外国証券	2,533	10	170
その他	6,390	630	4
合 計	99,678	2,023	337

6. 減損処理を行った有価証券

有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は該当ありません。

なお、当該有価証券の減損処理については、連結会計年度末日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄は一律減損処理するとともに、30%以上50%未満下落した銘柄は種類ごとに回復可能性を判断する基準を設け、この基準により減損処理の要否の検討を実施しております。

（税効果会計関係）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.3%から、平成27年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については32.8%に、平成28年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.0%となります。この税率変更により、繰延税金資産は9百万円、繰延税金負債は217百万円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金は354百万円、退職給付に係る調整累計額は8百万円、法人税等調整額は154百万円それぞれ増加しております。また、再評価に係る繰延税金負債は129百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

（1株当たり情報）

1. 1株当たりの純資産額	615円40銭
2. 1株当たりの当期純利益金額	19円84銭
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	19円66銭

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費 45百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成23年ストック・ オプション	平成24年ストック・ オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 8 名	当行取締役 8 名
株式の種類別のストック・ オプションの数 (注)	普通株式149,000株	普通株式194,200株
付与日	平成23年 7 月28日	平成24年 7 月24日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成23年 7 月29日から 平成53年 7 月28日まで	平成24年 7 月25日から 平成54年 7 月24日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成25年ストック・ オプション	平成26年ストック・ オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 8 名	当行取締役 8 名
株式の種類別のストック・ オプションの数 (注)	普通株式232,100株	普通株式182,500株
付与日	平成25年 7 月30日	平成26年 7 月29日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成25年 7 月31日から 平成55年 7 月30日まで	平成26年 7 月30日から 平成56年 7 月29日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成27年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成23年 ストック・ オプション	平成24年 ストック・ オプション	平成25年 ストック・ オプション	平成26年 ストック・ オプション
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	135,800	194,200	232,100	—
付与	—	—	—	182,500
失効	—	—	—	—
権利確定	39,500	51,200	59,600	—
未確定残	96,300	143,000	172,500	182,500
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	39,500	51,200	59,600	—
権利行使	39,500	51,200	59,600	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

② 単価情報

	平成23年 ストック・ オプション	平成24年 ストック・ オプション	平成25年 ストック・ オプション	平成26年 ストック・ オプション
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価	1株当たり272円	1株当たり272円	1株当たり272円	—
付与日における公正な 評価単価	1株当たり239円	1株当たり208円	1株当たり181円	1株当たり250円

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成26年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法 配当修正型ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	平成26年ストック・オプション
株価変動性（注1）	21.1%
予想残存期間（注2）	4.9年
予想配当（注3）	1株当たり 5円
無リスク利子率（注4）	0.14%

（注）1. 平成21年8月31日の週から平成26年7月21日の週までの株価の実績に基づき、週次で算出しております。

2. 付与日から権利行使されると見込まれる平均的な時期までの期間により見積りしております。
 3. 平成26年3月期の配当実績。
 4. 予想残存期間に対応する分離元本国債のスポットレート（日本証券業協会発表）を線形補間。
4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法
- 基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月7日

株式会社 筑邦銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	本 野 正 紀	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野 澤 啓	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社筑邦銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月7日

株式会社 筑邦銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	本 野 正 紀	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野 澤 啓	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社筑邦銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社筑邦銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第91期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月8日

株式会社 筑邦銀行 監査役会

常勤監査役 龍 憲 一 ㊟

常勤監査役 赤 松 乾 次 ㊟

社外監査役 立 花 洋 介 ㊟

社外監査役 神 代 正 道 ㊟

(註) 監査役立花洋介、神代正道は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、安定した配当を継続して実施していくことを基本に、経営体力強化のため内部留保にも意を用いつつ、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当行普通株式1株につき2円50銭 総額154,338,180円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)において、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されることになりました。当該法律改正により新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、定款第33条(社外取締役との責任限定契約)および第44条(社外監査役との責任限定契約)の規定の一部を変更するものであります。

なお、定款第33条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会 第21条～第32条 (条文省略) (社外取締役との責任限定契約) 第33条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。	第4章 取締役および取締役会 第21条～第32条 (現行どおり) (取締役との責任限定契約) 第33条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。
第5章 監査役および監査役会 第34条～第43条 (条文省略) (社外監査役との責任限定契約) 第44条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。	第5章 監査役および監査役会 第34条～第43条 (現行どおり) (監査役との責任限定契約) 第44条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。
第45条～第52条 (条文省略)	第45条～第52条 (現行どおり)

第3号議案 取締役9名選任の件

現在の取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当行株式の数
1	井 手 和 英 (昭和17年 1月3日生) 重任	昭和39年 4 月 日本勧業銀行入行 平成元年 4 月 第一勧業銀行企画本部関連 事業部長 平成2年 6 月 同行宝くじ部長 平成4年 6 月 同行取締役人事企画部長 平成6年 5 月 同行取締役人事部長 平成7年 4 月 同行常務取締役 平成9年 4 月 当行顧問就任 平成9年 6 月 当行取締役副頭取（代表取 締役） 平成11年 4 月 当行取締役頭取（代表取締 役） 平成18年 4 月 当行取締役会長（代表取締 役） 平成24年 6 月 当行取締役会長 現在に至る	67,000株
2	佐 藤 清 一 郎 (昭和24年 2月3日生) 重任	昭和46年 4 月 日本勧業銀行入行 平成7年 5 月 第一勧業銀行今治支店長 平成9年 4 月 同行資金証券部長 平成10年 5 月 同行証券企画部長 平成11年 6 月 同行取締役欧州支配人兼ロ ンドン支店長 平成14年 4 月 みずほコーポレート銀行常 務執行役員欧州地域統括 平成16年 4 月 みずほ証券代表取締役副社 長 平成18年 4 月 当行顧問就任 平成18年 6 月 当行取締役副頭取 平成21年 4 月 当行取締役頭取（代表取締 役） 現在に至る (監査部担当)	87,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当行株式の数
3	ひがし のぶ あき 東 暢 昭 (昭和34年 2月1日生) 重任	昭和56年 4 月 当行入行 平成12年 2 月 当行大川支店長 平成14年 3 月 当行本店営業部副部長 平成18年 4 月 当行業務部長 平成19年 6 月 当行総合企画部長 平成21年 7 月 当行執行役員総合企画部長 平成22年 6 月 当行取締役総合企画部長 平成24年 6 月 当行常務取締役営業推進部 長 平成24年 7 月 当行常務取締役営業統括部 長 平成26年 6 月 当行常務取締役 現在に至る (営業統括部、ソリューション事業部担当)	34,000株
4	いし い とも ゆき 石 井 智 幸 (昭和34年 3月21日生) 重任	昭和56年 4 月 当行入行 平成12年 5 月 当行東合川支店長 平成14年 3 月 当行大川支店長 平成17年 6 月 当行二日市支店長 平成19年 6 月 当行日吉町支店長 平成21年 4 月 当行福岡支店長 平成21年 7 月 当行執行役員福岡支店長 平成23年 6 月 当行取締役福岡支店長 平成24年 6 月 当行取締役総合企画部長 平成26年 6 月 当行常務取締役 現在に至る (総合企画部、総務部、システム部、東京事務所担当)	14,000株
5	なか の しん すけ 中 野 慎 介 (昭和33年 9月15日生) 重任	昭和56年 4 月 当行入行 平成12年 5 月 当行大善寺支店長 平成15年 4 月 当行吉井支店長 平成18年 4 月 当行黒崎支店長 平成19年11月 当行鳥栖支店長 平成21年 4 月 当行日吉町支店長 平成22年 7 月 当行執行役員人事部長 平成24年 6 月 当行取締役人事部長 平成26年 6 月 当行常務取締役 現在に至る (人事部、資金証券部、国際部担当)	23,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当行株式の数
6	にっ た まさ ふみ 新 田 政 史 (昭和33年 5月15日生) 重任	昭和56年 4 月 当行入行 平成11年 9 月 当行上津支店長 平成13年 3 月 当行二日市支店長 平成15年 7 月 当行甘木支店長 平成18年 4 月 当行鳥栖支店長 平成19年11月 当行日田支店長 平成22年 7 月 当行日吉町支店長 平成24年 6 月 当行本店営業部長 平成24年 7 月 当行執行役員本店営業部長 平成26年 6 月 当行取締役営業統括部長 現在に至る	2,000株
7	かわ はら だ みつ のぶ 川原田 光 展 (昭和34年 11月13日生) 重任	昭和57年 4 月 第一勧業銀行入行 平成14年 7 月 みずほ銀行 久留米支店長 平成23年 4 月 当行へ出向 (営業推進部付 部長) 平成24年 6 月 当行入行 福岡支店長 平成24年 7 月 当行執行役員福岡支店長 平成26年 6 月 当行取締役福岡支店長 現在に至る	3,000株
8	し ぎょう けん じ 執 行 謙 二 (昭和36年 3月3日生) 新任	昭和59年 4 月 日本銀行入行 平成18年10月 同行政策委員会室企画役 平成21年 9 月 同行総務人事局企画役 平成24年 7 月 当行入行 営業統括部付部 長 平成26年 6 月 当行総合企画部長 平成26年 7 月 当行執行役員総合企画部長 現在に至る	1,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当行株式の数
9	あ そ う わたる 麻 生 渡 (昭和14年 5 月15日生) 重任 社外	昭和38年 4 月 通商産業省入省 昭和53年 5 月 外務省在英日本大使館参 事官 (在ロンドン) 平成元年 7 月 近畿通商産業局長 平成3年 6 月 通商産業省商務流通審議官 平成4年 6 月 特許庁長官 平成7年 4 月 福岡県知事 平成17年 2 月 全国知事会長 平成23年 4 月 福岡県知事退任 (四期16 年) 平成23年 4 月 全国知事会長退任 (三期6 年) 平成24年 5 月 一般財団法人九州地域産業 活性化センター会長 (現 任) 平成24年 6 月 福岡空港ビルディング株式 会社代表取締役社長 (現 任) 平成24年 6 月 一般財団法人九州産業技術 センター会長 (現任) 平成26年 6 月 当行取締役 現在に至る	0株

- (注) 1. 各取締役候補者と当行の間に特別の利害関係はありません。
2. 麻生渡氏は社外取締役候補者であります。
 なお、当行は同氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 麻生渡氏の当行社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
 引き続き同氏を社外取締役候補者とした理由は、その豊富な知見をもとに、これまで同様に
 当行の経営全般にご助言いただくためであります。
4. 当行は麻生渡氏との間で、責任限定契約を締結しております。
 本総会において、同氏の再任が承認された場合は、本契約を継続する予定であります。
 その契約の内容の概要は、社外取締役がその任務を怠ったことにより当行に損害を与えた場
 合、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第 425 条第 1 項に
 定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものであります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所 有 す る 当 行 株 式 の 数
まんねんひろお 萬年浩雄 (昭和21年4月18日生)	昭和57年4月 弁護士登録 昭和57年4月 田辺俊明法律事務所 入所 昭和59年4月 萬年法律事務所 設立 平成13年8月 萬年・山口法律事務所（現在は萬年総合法律事務所）設立 平成26年6月 当行補欠監査役 現在に至る	0株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当行の間に特別の利害関係はありません。
2. 同氏は、社外監査役の補欠として選任するものであり、本決議の効力は次期定時株主総会開催の時までとします。
 なお、同氏が監査役に就任した場合、福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。
3. 同氏を社外監査役の補欠として選任する理由は、長年の弁護士として培われた法律知識を監査役に就任された場合に当行の監査体制の強化に活かしていただくためであります。
 なお、同氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。
4. 同氏が監査役に就任した場合、当行は同氏との間に責任限定契約を締結する予定であります。その契約の内容の概要は、社外監査役がその任務を怠ったことにより当行に損害を与えた場合、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものであります。

以 上

株主総会会場のご案内図

場 所

久留米市諏訪野町2456番地の1
筑邦銀行本店 3階大会議室
電話 久留米 (0942) 32-5331

最寄駅

西鉄久留米駅
下車、徒歩約5分

